

霞クラブ加盟各社 御中  
日本新聞協会 御中  
東京写真記者協会 御中  
テレビ・ニュース映画協会 御中  
日本雑誌協会 御中

平成26年4月25日  
外務報道官  
領事局長  
欧州局長

### ウクライナ東部での取材に際する注意喚起について

1. ウクライナ東部、特に、ドネツク州、ハルキフ州、ルハンスク州では、複数の都市において親ロシア派が行政庁舎等を占拠するなど、デモ活動を激化させており、これに対してウクライナ政府が、4月15日以降「対テロ作戦」を実施して強制排除に着手し、17日ジュネーブ宣言後も事態の沈静化は見られず、親ロシア派及び治安部隊双方に死傷者が出たと報じられるなど、情勢は緊張を増しています。また、こうした混乱の中、ドネツク州スロヴヤンスクにおいて、複数の外国人ジャーナリストが親ロシア派とみられる活動家により拘束される事案も発生しています。
2. 現地の情勢は極めて流動的であり、今後治安情勢の急速な悪化や移動の制限が課される等、不測の事態が発生する可能性も排除されません。このような状況に加え、上記1.のように外国人ジャーナリストをターゲットとする拘束事案の発生しているところ、ウクライナ東部において各種の取材活動に携わることは、不測の事態に巻き込まれる可能性があり危険を伴います。
3. 現在、外務省は、ドネツク州、ハルキフ州、ルハンスク州に「渡航の是非を検討してください。」の危険情報を発出しています。これらの州は我が国大使館の所在する首都キエフから遠く離れていることに加え、現地におけるウクライナ政府当局の統治が十分行き届いていないところもあることから、十分な邦人援護体制をとることが困難です。このことに十分留意し、同地域での取材にあたっては、

渡航・滞在日程を変更することも含めて慎重に検討を行うとともに、危険な場面に遭遇した場合は、一旦取材を中断して速やかにその場から離れ安全な場所へ移動するなど、不測の事態に巻き込まれないよう十分ご注意ください。また、現時点で貴社関係者（記者、カメラマン及び助手ならびに貴社契約の現地カメラ記者等）がこれらの州に滞在している場合や、これら地域での取材を予定されている場合には、滞在中の緊急連絡先（氏名、連絡先、滞在日程）を在ウクライナ日本国大使館（電話＋３８０－４４１－４９０－５５００）まで連絡をお願いします。

4. なお、クリミア半島での取材については、3月4日付「ウクライナ・クリミア半島での取材に際する注意喚起について」でお知らせしているとおり、引き続き、いかなる理由であっても貴社関係の日本人報道関係者のクリミア半島への渡航・滞在を見合わせるよう、強くお願いします。

(了)